

指定介護予防支援重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援の提供開始にあたり、事業所があなたに説明する重要事項は次のとおりです。

1. 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

（1）事業所名及び事業所番号

運営主体の法人名 (事業者名)	(フリガナ) シャカイフクシホウジン ミヤギフクシカイ 社会福祉法人 宮城福祉会	
運営主体の所在地	〒981-1231 宮城県名取市手倉田字山 208-1	
代表電話番号・FAX 番号	TEL・FAX 022-383-3841	
ホームページアドレス	http://miyagifukusikai.or.jp	
運営主体の開設年月	昭和 41 年 4 月	
運営主体の代表者氏名	理事長 松川 弘	
事業所名	(フリガナ) クリハラシイチハサマ・ハナヤマチイキホウカツシンセンター 栗原市一迫・花山地域包括支援センター	
管理者の役職・氏名	所長 後藤 裕美	
事業所の所在地	〒987-2392 宮城県栗原市一迫真坂字清水田河前 5 (栗原市一迫総合支所内)	
代表電話番号・FAX	TEL 0228-52-2110	FAX 0228-52-2118
緊急連絡先	栗原市一迫・花山地域包括支援センター 0228-52-2110	
介護保険の指定番号	0401300058	
指定年月日	平成 18 年 4 月 1 日	
指定更新日	令和 6 年 4 月 1 日	

（2）事業所の職員体制

所属する担当職員の 人数・構成	主任介護支援専門員 常勤 2 名、保健師 常勤 1 名、看護師 常勤 0 名、 社会福祉士 常勤 2 名（1 名 所長・管理者兼務）
常勤職員の 所定労働時間	1 週間あたり 40 時間
サービス従業者の健康 診断の実施の有無	実施済み

（3）事業の実施地域

事業の実施地域	栗原市一迫・花山地区
---------	------------

（4）サービスの提供時間（営業時間）

営業時間 (窓口対応可能時間)	月曜～金曜 8：30～17：15
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日

2. 提供するサービスの内容

- 「介護予防支援」は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを相当するサービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。
- 具体的には、次に掲げる業務を行ないます。
 - ・あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を適切な方法により把握します。
 - ・把握した内容と、あなた自身やご家族の意向を踏まえ、あなたの日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービスの他、各種の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスの利用も含めた「介護予防サービス計画」を作成いたします。
 - ・介護予防サービスをはじめとした各種サービスの提供の状況や、あなたの心身の状況やご家族の環境について、「介護予防サービス計画」作成後も、継続的に把握・管理します。
 - ・あなたの要支援認定の申請についてもお手伝いします。

3. 業務取扱い方針

- 「介護予防支援」の実施に当たっては、適切なアセスメント（利用者の解決すべき課題の把握）の実施により、あなたが目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、あなたやあなたのご家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに、介護予防の効果を最大限に發揮する自立に向けた目標指向型の「介護予防サービス計画」を作成します。
- 指定介護予防サービス事業者に対しては、「介護予防サービス計画」に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告を指定介護予防サービス事業者から月に1回聴取します。
- 少なくとも、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、あなたのお宅を訪問し、面接させていただきます。
- あなたのお宅を訪問しない月は、特段の事情がない限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問しての面接や電話等によりあなたに連絡し、モニタリング（介護予防サービス計画の実施状況の把握）を実施いたします。
なお、状況の変化があった場合など必要な場合については、あなたのお宅を直接訪問して面接を行ないます。
- 法令等に基づき、業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合においても、業務が適切に実施されるよう、「介護予防サービス計画原案」の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に助言・指導を行ないます。
- 介護予防支援の提供に当たっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、あなたに提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

- 介護予防支援の提供に当たっては、栗原市、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- 介護予防支援の提供に当たっては、あなたの要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療との連携に十分配慮して行います。
- 介護予防支援の提供に当たっては、自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4. 担当職員

あなたを担当する職員は、次のとおりです。
ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。
氏名：
連絡先（電話番号）：0228-52-2110

5. 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当職員名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

6. 費用

○利用料

「介護予防支援」のサービスは、介護保険制度から全額給付されるので、あなたの自己負担はありません。なお、介護保険適用の場合でも、あなたの保険料の滞納により、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、あなたには、次の利用料をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

介護予防支援費（1月につき）	4,420円
----------------	--------

※新規に指定介護予防支援を行なった場合は、初月に限り3,000円加算されます。
※居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託した場合、初月に限り委託連携加算（令和3年4月～新設）3,000円が加算されます。

○その他の費用

- ・交通費 無料です。
- ・申請代行手数料

あなたの希望により要支援認定申請（更新・区分変更申請を含む）に関する手続を無料で代行します。

・複写交付料

あなたの希望に応じて「介護予防サービス計画」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する実費をご負担いただく場合があります。

*利用料及びその他の費用は、現金にて請求日から30日以内にお支払い願います。

・解約料

解約時には、一切料金はかかりません。

7. サービスの終了

○あなたの都合によりサービスの利用を終了する場合、お申出下さればいつでも解約できます。

○事業所の都合でサービスを終了する場合、サービス提供が困難となるような運営上やむを得ない事情等により、サービスの提供を終了とさせていただく場合がございます。その場合は、契約終了の1ヶ月前までの予告期間をもって終了とさせていただきます。

○自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・あなたが介護保険施設に入所した場合
- ・あなたの要支援認定区分が、要介護・非該当（自立）と認定された場合
- ・あなたがお亡くなりになった場合

○その他

あなたやご家族様等が、当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、通知することにより、即座にサービスを終了とさせていただく場合がございます。

8. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、栗原市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

9. 苦情相談窓口

○当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

・窓口設置場所 栗原市一迫・花山地域包括支援センター

担当者：所長 後藤 裕美

連絡先（電話番号）：0228-52-2110

○あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てる事ができます。

・苦情受付機関連絡先（電話番号）

宮城県国民健康保険団体連合会 電話：022-222-7770

対応時間 9:00～16:00

栗原市市民生活部介護福祉課 電話：0228-22-1350

対応時間 8:30～17:15

特別養護老人ホーム山王（※第三者委員の方に取り次ぎいたします）

電話：0228-52-2880

10. 秘密の保持

○担当職員は、業務上知り得たあなた又はあなたのご家族の秘密を保持します。

なお、サービス担当者会議等において、あなたのご家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ個人情報利用情報利用同意書により得ます。

11. お願い

当事業所（又は業務の一部を委託した指定居宅介護支援事業者）が交付する書類は、あなたの介護保険サービスの利用等に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

令和 6年 月 日

介護予防支援の提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所

所在地 宮城県栗原市一迫真坂字清水田河前5（一迫総合支所内）

事業所名 栗原市一迫・花山地域包括支援センター

所長名 後藤 裕美 印
説明者氏名 印

（業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者が説明を行った場合）

事業所

所在地

事業所名

管理者名 印
説明者氏名 印

私は、事業者より上記の内容について説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者

ご住所 栗原市

氏名 印

署名代行者

ご住所

氏名 (続柄) 印

個人情報利用同意書

私は（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護予防サービスの提供を受けるに当たって、担当職員と介護予防サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)ほか、居宅介護支援事業所又は、介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護予防サービスの提供を受けている場合で、私が体調などを崩し又はケガ等で病院へ行ったときで医師・看護師等に説明する場合

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 介護予防サービス計画に掲載されている介護予防サービス事業所
- (2) 受託した居宅介護支援事業所
- (3) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- (4) 行政機関及び民生委員等

3 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

以上

令和　　年　　月　　日

栗原市一迫・花山地域包括支援センター

本人

住所	
氏名	印

家族

住所	
氏名	印

